

**陸別町高齢者共同生活支援施設(福寿荘)  
入 居 者 募 集**

「福寿荘」の入居者を次のとおり募集します。

**1 施設の名称及び住所**

- (1) 名称 陸別町高齢者共同生活支援施設 福寿荘  
 (2) 場所 陸別町字陸別原野基線328番地2

**2 入居者を募集する居室(2部屋)**

| 居 室       | 部屋面積                 | 摘 要    |
|-----------|----------------------|--------|
| 居室102、108 | 18.54 m <sup>2</sup> | (約11畳) |

**3 入居資格**

陸別町に居住しているおおむね60歳以上の者で次の各号のいずれかに該当する者(ただし、各号のいずれにおいても要介護認定者は除きます。)

- (1) 介護保険制度により自立又は要支援と認定された者で独立して生活することに不安のある者及び介護保険施設から在宅生活に移行する者で独立して生活することに不安のある者  
 (2) 独居世帯で高齢等のため独立して生活することに不安のある者

※自立及び要支援で入居された後、要介護認定者となった場合は、次の施設等を探していただくこととなります。(退去をお願いします。)

**4 申込みの方法**

入居を希望する方は、“保健福祉センター”で申請書等の交付を受け、所定の事項を記入のうえ、令和3年1月15日(金)まで提出してください。

**5 入居者選考**

生活支援施設入居審査会議により、申請書及び関係書類に基づき審査決定を行い、入居許可(却下)の通知をします。

**6 入居の時期**

**令和3年1月29日(金)以降予定**

**7 居室使用料**

陸別町高齢者共同生活支援施設条例第8条に定める額とします。

入居者の所得に応じ、料金が異なりますのでご承知願います。

居室使用料のほかに食糧費、光熱水費、燃料代などの実費負担もあります。

**8 入居にあたっての留意事項**

入居した場合、次のルールに従っていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 管理人により食事の提供や共有スペースの清掃が行われますが、それ以外の身の周りのことは、すべて自分で行っていただくこととなります。  
 (2) 他の入居者への迷惑行為(騒ぐ、暴れる等)があった場合は、即刻施設から退去を命じる場合があります。  
 (3) 施設内は完全禁煙です。  
 (4) 施設でのペットの飼育は禁止します。  
 (5) その他、町の関係職員及び管理人の指示には従っていただきます。

**9 お問い合わせ**

<詳細は、保健福祉センター福祉担当(電話 27-8001)にお問い合わせください。>

【裏面もご覧下さい】